

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤枝市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント」を「無利子」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 2 項中「償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 1 3 条、第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 1 4 条及び第 1 5 条第 1 項の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。